

大原 功

議員

無所属クラブ

駅のプラットホームの安全確保の根拠は

問

駅のホームの転倒・転落防止に関する質問は、今回で4回目となる。

この間に、名古屋市営地下鉄も、新たに転倒・転落防止を設置すると新聞報道があった。

こうした状況を踏まえ再度、尋ねる。

- (1) プラットホームは構築物に当たるのか。
- (2) プラットホームの安全確保は、どのような根拠に基づきなされているのか。
- (3) 前回の質問では、近鉄で1日あたり10万人を超えている乗降客のある駅に対し、今後、優先的に考えていくと答弁があったが、鉄道施設検査等規則によると、10万人以上の乗降客のある

駅では、設置しなければならぬと決まっているのではないか。

鉄道営業法及び鉄道事業法並びに技術基準として鉄道に関する技術上の基準を定める省令などによる

答 都市計画・土木課長

(1) 一般的に人が継続的に居住、滞在する目的以外のために建設された構築物といわれている。

建築基準法の考えは、土地に定着する工作物から建築物を除いたものであり、具体的には、橋、煙突、ダム、铁塔などである。

PL法【】では、製造または加工された動産としている。

なお、プラットホーム本

体は、PL法の適用を受けないものである。

 製造物責任法といい、製品の欠陥によって生命・身体又は財産に損害を被つたことを証明した場合に、被害者は製造会社などに対して損害賠償を求めることができる法律。

(2) プラットホームは鉄道施設として成り立っており鉄道営業法及び鉄道事業法並びに技術基準として鉄道に関する技術上の基準を定める省令、そのようなものから鉄道施設の安全確保がなされている。

(3) バリアフリー法【】では、1日当たり3千人以上の乗降客数の駅が対象であり、弥富駅の乗降客は、現在1万2千人前後で、バリアフリー化対象駅となっている。

しかし、防護柵設置に当たっては、国とともに参加の検討会で、10万人を超える駅は優先し速やかに実施するという方針が出されており、現在のところ違法に当たるとは考えていない。

 正式には、高齢者、障害

者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化を進めるための措置を定めている。

答 市長

(3) 近畿日本鉄道株式会社の名古屋統括部長と意見交換を行い転倒・転落防止の設置の要望をした。

近鉄からは、様々な車両のタイプがあるため非常に難しいという回答であった。また、安全対策の1つとしてホーム内にあるベンチの向きを現在の向きから90度回転させ、列車方向と直角にし、泥酔者などが、無意識に線路方向に近寄ることを防ぐ狙いの安全対策を近鉄の駅の中で弥富駅をモデルに検討していくとのこと。

選挙事務所として公民館を使用することは可能か

問

新聞では、公共施設の1つである地区公民館を選挙事務所として使用することはやめたほうが良いと報道がなされている。

理由の中には、建設や改修に補助金などが支出されていることもあると考え、公民館の使用について見解を尋ねる。

公民館の使用は公職選挙法に抵触しないため可能である

答 総務部長

選挙管理委員会では、公職選挙法において、公民館の使用は勿論、建設に補助金が支出された公民館が使用不可と明記されていないため、公民館の使用は可能という見解である。

ただし、使用の場合は、地区の同意を得てから使用することと回答している。全国で議論されていることは承知しており、候補者本人に判断をしていただく考えである。